2　第八条の九第五項（同条第七項において準用する場合を含む。）及び第三十一条の二（第二種再生医療等及び第三種再生医療等に係るものに限る。）、第五十条、第五十六条、第五十七条第一項及び第二項、第六十一条並びに第六十六条（特定認定再生医療等委員会以外の認定再生医療等委員会に係るものに限る。）並びに第七十三条、第七十六条第一項、第七十七条第一項及び第三項、第七十九条並びに第百七条第一項に規定する厚生労働大臣の権限は、地方厚生局長に委任する。ただし、厚生労働大臣が第六十一条及び第七十九条に規定する権限を自ら行うことを妨げない。

（電磁的記録媒体による手続）

第百二十条　次の表の上欄に掲げる規定中同表の下欄に掲げる書類については、これらの書類の各欄に掲げる事項を記録した電磁的記録媒体（電磁的記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものに係る記録媒体をいう。以下同じ。）をもってこれらの書類に代えることができる。

第八条の九第五項	総括報告書の概要
（略）	様式第一による計画及び様式第一の二による計画
第二十八条第一項	（略）
第三十条第一項	（略）
第三十一条第一項	（略）
（略）	

2　前項の規定により同項の表の下欄に掲げる書類に代えて電磁的記録媒体が提出される場合においては、当該電磁的記録媒体は当該書類とみなす。

2　第五十六条及び第五十七条第一項及び第二項（特定認定再生医療等委員会以外の認定再生医療等委員会に係るものに限る。）、第七十六条第一項、第七十七条第一項及び第三項並びに第百七条第一項に規定する厚生労働大臣の権限は、地方厚生局長に委任する。

（フレキシブルディスクによる手続）

第百二十条　次の表の上欄に掲げる規定中同表の下欄に掲げる書類については、これらの書類の各欄に掲げる事項を記録したフレキシブルディスクその他これに準ずる物として厚生労働大臣が定めたもの並びに提出を行う者、申請者又は届出をする者の氏名及び住所並びに提出、申請又は届出の趣旨及びその年月日を記載した書類（次項において「フレキシブルディスク等」という。）をもってこれらの書類に代えることができる。

（新設）	（新設）
（略）	様式第一による計画
第二十八条	（略）
第三十条	（略）
第三十一条	（略）
（略）	

2　前項の規定により同項の表の下欄に掲げる書類に代えてフレキシブルディスク等が提出される場合においては、当該フレキシブルディスク等は当該書類とみなす。

（削る）

（削る）

（電磁的記録媒体に記載する事項）

第百二十一条　前条第一項の電磁的記録媒体には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一・二　（略）

（電子情報処理組織による手続）

第百二十二条　法第四条第三項（法第五条第二項において準用する場合を含む。）、法第二十六条第三項（法第二十七条第三項及び第二十八条第六項において準用する場合を含む。）及び法第三十五条第二項（法第三十六条第二項及び第三十九条第二項において準用する場合を含む。）の規定による書類の添付は電子情報処理組織（厚生労働省の使用に係る電子計算機と、これらの規定による添付をしようとする者の使用に係る入出力装置とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。）を用いて入力し、送信することをもってこれらの書類に代えることができる。

（フレキシブルディスクの構造）

第百二十一条　前条第一項のフレキシブルディスクは、日本工業規格X六二二三号に適合する九十ミリメートルフレキシブルディスクカートリッジでなければならない。

（フレキシブルディスクへの記録方式）

第百二十二条　第百二十条第一項のフレキシブルディスクへの記録は、次に掲げる方式に従ってしなければならない。

一　トラックフォーマットについては、日本工業規格X六二二四号又は日本工業規格X六二二五号に規定する方式

二　ボリューム及びファイル構成については、日本工業規格X〇六〇五号に規定する方式

（フレキシブルディスクに貼り付ける書面）

第百二十三条　第百二十条第一項のフレキシブルディスクには、日本工業規格X六二二三号に規定するラベル領域に、次に掲げる事項を記載した書面を貼り付けなければならない。

一・二　（略）

（電子情報処理組織による手続）

第百二十四条　法第四条第三項（法第五条第二項において準用する場合を含む。）、法第二十六条第三項（法第二十七条第三項及び第二十八条第六項において準用する場合を含む。）及び法第三十五条第二項（法第三十六条第二項及び第三十九条第二項において準用する場合を含む。）の規定による書類の添付は電子情報処理組織（厚生労働省の使用に係る電子計算機と、同条の規定による添付をしようとする者の使用に係る入出力装置とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。）を用いて入力し、送信することをもってこれらの書類に代えることができる。